



内閣府

公益法人運営における法制上の留意点

令和4年度テーマ別セミナー

内閣府公益認定等委員会事務局

Public Interest Commission

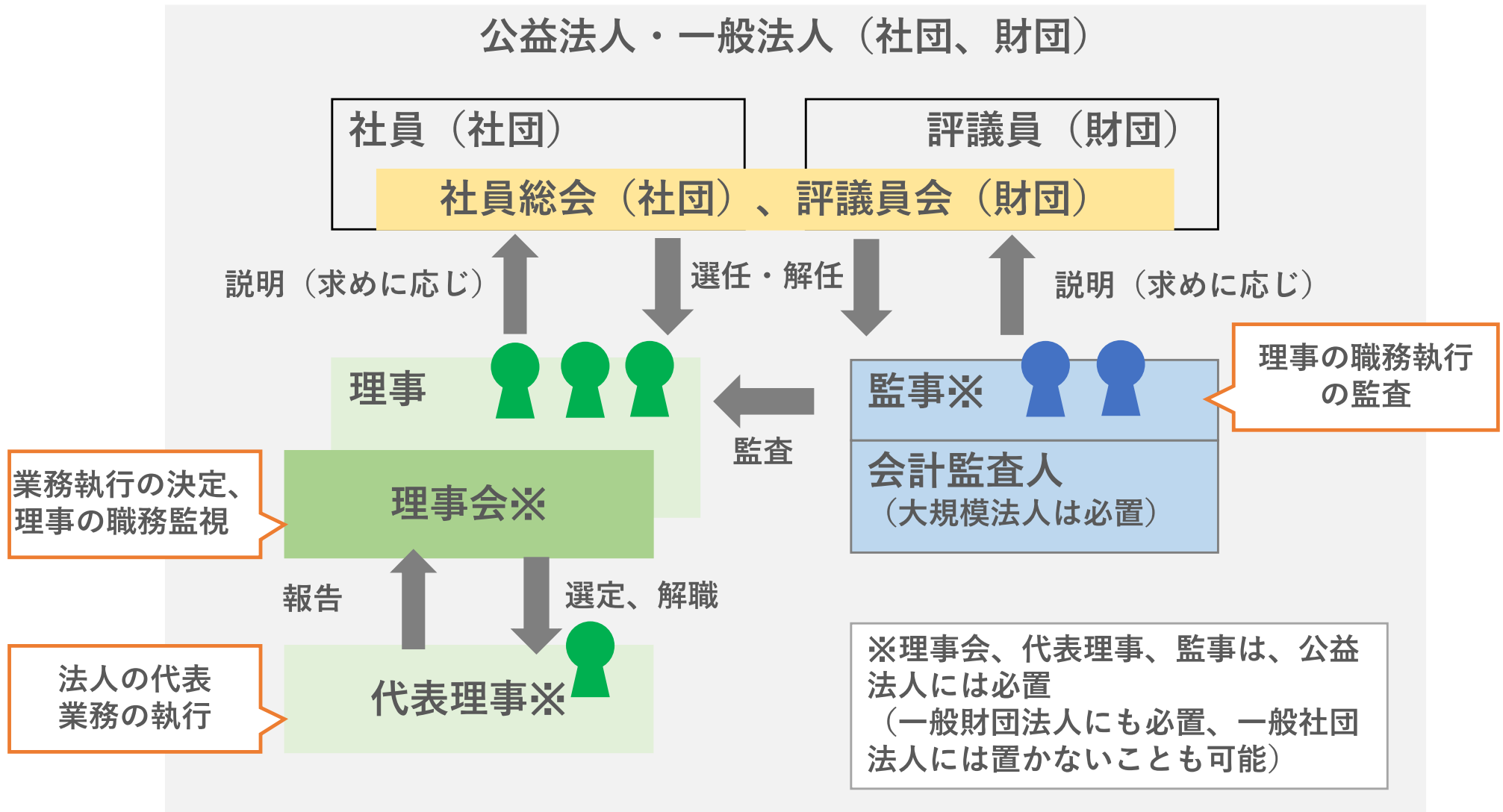
Cabinet Office, Government of Japan

概要

1. 理事会、社員総会等の機関運営
2. 公益認定基準
3. 変更認定・届出
4. 関係法令の動き等

1. 理事会、社員総会等の機関運営

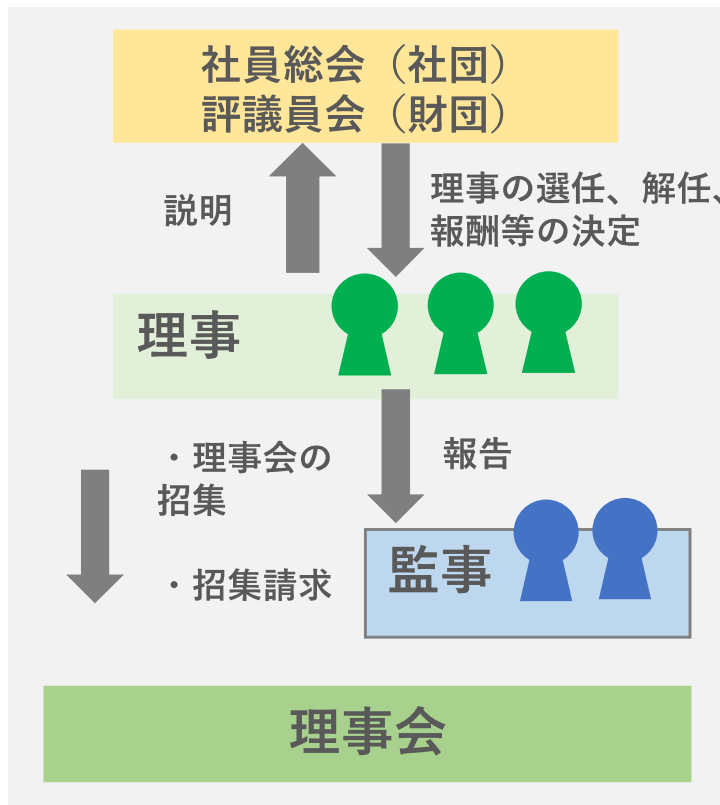
法人運営の全体像



理事

各機関の職務、職責

○公益法人の理事は、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担う。



理事の義務等（主なもの）

- 善管注意義務（64条、172条1項、民法644条）
- 忠実義務（83条、197条）
- 競業及び利益相反取引の制限（84条、92条、197条）
- 社員総会・評議員会における説明義務（53条、190条）
- 監事に対する報告義務（85条、197条）

理事の責任（主なもの）

- 法人に対する損害賠償責任（111条、198条）
- 第三者に対する損害賠償責任（117条、198条）
- 特別背任罪（334条）
- 法人財産処分罪（335条）
- 収賄罪（337条1項）

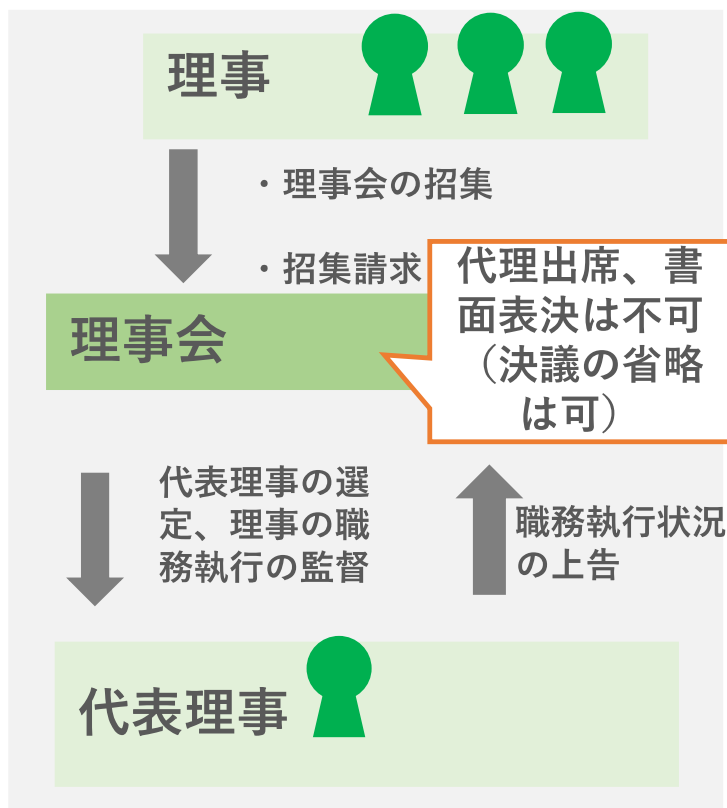
それぞれの義務・責任に係る一般法人法等の規律をよく確認し、迷ったときは関係行政機関に御確認ください！

※特に断りがない場合、条文番号は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の条文を指す（以下同じ）。

理事会、代表理事

各機関の職務、職責

- 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定、解職する権限を持つ。
- 代表理事は、法人を代表し、業務の執行に当たる役割を担う。



理事会の権限 (主なもの)

- 法人の業務執行の決定 (90条2項1号、197条)
- 理事の職務の執行の監督 (90条2項2号、197条)
- 代表理事の選定及び解職 (90条2項3号、197条)
- 社員総会、評議員会の招集の決定 (38条、181条1項)
- 競業、利益相反取引の承認 (84条、92条1項、197条)
- 計算書類・事業報告の承認 (124条3条、199条)

代表理事の権限

- 法人の業務に関する一切の裁判上、裁判外の行為 (77条4項、197条)
- 法人の業務の執行 (91条1項、197条)

代表理事の義務

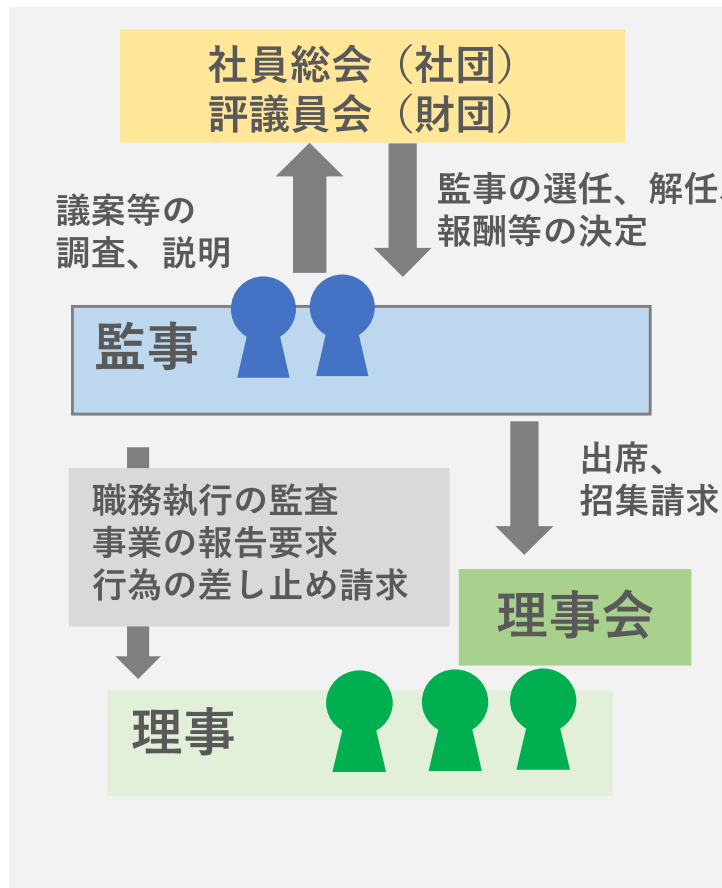
- 理事会への職務執行状況の報告義務 (91条2項、197条)

特に理事会の決議方法や、議事録の作成は一般法人法等で規律されており、それぞれの手続き等が有効なものとして扱われる要件を満たしているかをよく確認してください！

監事

各機関の職務、職責

○監事は、理事の職務の執行を監査する。



監事の権限等 (主なもの)

- 理事の職務の執行の監査 (99条1項、197条)
- 計算書類等の監査 (124条1項、2項、199条)
- 事業の報告要求、業務、財産の状況調査 (99条2項、197条)
- 理事会の招集請求 (101条2項、3項、197条)
- 理事時の行為の差し止め請求 (103条、197条)
- 法人と理事との間の訴えにおける法人の代表 (104条、197条)
- 会計監査人の解任 (71条、177条)

監事の義務 (主なもの)

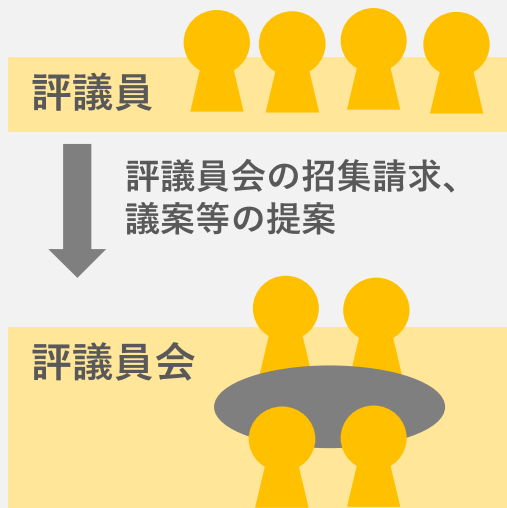
- 善管注意義務 (64条、172条)
- 理事会への出席義務 (101条、197条)
- 理事会への報告義務 (100条、197条)
- 社員総会、評議員会の議案等の調査・報告義務 (102条、197条)
- 社員総会、評議員会における説明義務 (53条、190条)

監事責任→※理事に同じ

評議員・評議員会

各機関の職務、職責

- 評議員は、公益（一般）財団法人の評議員会の構成員。
- 評議員会は、法人の基本的な業務執行体制（理事・監事等の選任・解任）や業務運営の基本ルール（定款の変更）を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担う。



評議員の権限

- 評議員会の招集（180条）
- 評議員提案権（184条、185条）
- 理事・監事・評議員解任の訴え（284条）

評議員の義務

- 善管注意義務（理事と同じ）（172条1項、民法644条）

評議員の責任→理事に同じ

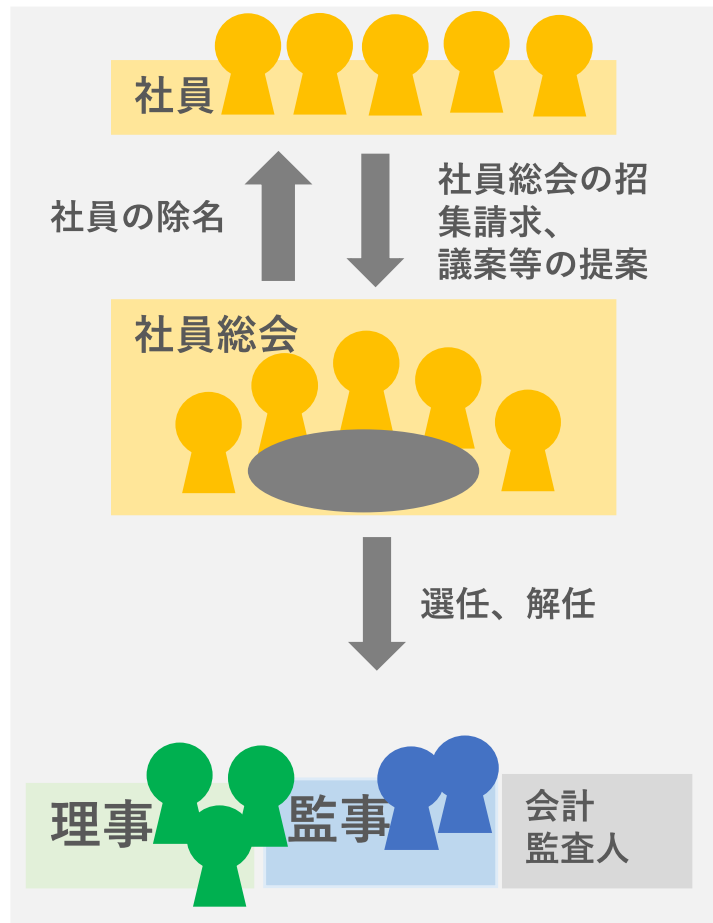
評議員会の権限

- 理事、会計監査人の選任・解任、監事の選任（63条1項、176条、177条）
- 監事の解任（176条1項）
- 定款の変更（200条）
- 計算書類の承認（126条2項、199条）
- 理事等の責任の一部免除（113条1項、198条）
- 合併の承認（247条、251条1項、257条）

社員・社員総会

各機関の職務、職責

- 社員は、公益（一般）社団法人の基本的な構成要素。最高議決機関である社員総会の構成員としての役割のほか、代表訴訟等を通じて理事・監事等の責任を追及することが可能。
- 公益社団法人（※理事会必置）における社員総会は、法人の基本的な業務執行体制（理事監・監事等の選任・解任）や業務運営の基本ルール（定款の変更）を決定するとともに、計算書類の承認などを通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担う。



社員の権限

- 社員総会の招集（37条）
- 社員提案権（43条、44条）
- 理事・監事の責任追及の訴えの提起（278条）
- 理事・監事の解任の訴え（284条）

社員の義務

- 経費の負担（27条）

社員総会の権限

- 理事、会計監査人の選任・解任、監事の選任（63条1項、70条1項）
- 監事の解任（70条1項）
- 社員の除名（30条1項）
- 定款の変更（146条）
- 計算書類の承認（126条2項）
- 理事等の責任の一部免除（113条1項）
- 合併の承認（247条、251条1項、257条）

新型コロナウイルス感染症流行下、デジタル時代における法人運営 議決権の書面行使／決議の省略、Web会議の開催など

1. 社員総会における書面、電磁的方法による議決権の行使

○書面投票又は電子投票によって決議が可能。（第38条、第39条、第41条、第42条、第51条、第52条）

※社員総会を招集する際、これらの方法で議決権を行使することができる旨を定めておくことが必要（基本的に理事会決議が必要）。

※令和4年9月に施行された改正一般法人法により、社員総会の資料をより簡単に電子提供可能に。（詳しくは「関連法令の動き等」を参照）

2. みなし決議（決議の省略）

○社員の全員が書面又は電磁的記録により議案への同意の意思表示をしたときに、その議案について社員総会の決議があったものとみなすことが可能。（第58条）

※評議員会においても同様（当該事項について議決に加わることができるもの全員の同意）

※理事会においては、決議の省略を行うためには**定款でこれを定める必要**

Web会議、テレビ会議、電話会議などについて

○Web会議等の適切な活用が望まれますが、実施する際には、出席者が一堂に会するのと同等に、**相互に十分議論できる環境を整えることが重要**です。

2. 公益認定基準

※詳細は「公益認定等ガイドライン」参照

経理的基礎／技術的能力

認定法第5条第2号

1. 経理的基礎を満たすためには

○財政基盤の明確化

- ・申請に際して提出される貸借対象表、収支予算書等から財務状態を確認
- ・法人の規模に見合った事業実施のための収入が適切に見積もられているかを確認
(寄付金収入について、大口拠出上位5者の見込み、会費収入について、積算の根拠、借り入れ予定の有無・計画)

○情報開示の適正性

- ・外部監査を受けているか
※外部監査を受けていない場合、
 - ア費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の法人
監事（2人以上の場合は少なくとも1名、以下同じ）を公認会計士又は税理士が務めること（会計監査人は公認会計士又は監査法人）
 - イ費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の法人
営利又は非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者等が監事を務めていること

上記ア・イについては、これを法人に義務付けるものではなく、このような体制にない法人においては、公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者が法人の情報開示にどのように関与するか説明をもとに個別に判断。

経理的基礎／技術的能力

認定法第5条第2号

○経理処理、財産管理の適正性

- ・ 法人財産の管理、運用について役員が適切に関与する体制がとられていること
- ・ 開示情報や行政庁への提出資料の基礎となる十分な会計帳簿を備え付けていること
- ・ 法人の支出に用途不明金がないこと、虚偽の記載がないこと、その他の不適正な経理を行わないこと

2. 技術的能力を満たすためには

○事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保

- ・ 「公益目的事業のチェックポイント」において、人員や検査機器の能力の水準の設定とその確保が掲げられていることから、検査検定事業を行う法人は、申請時に、当該チェックポイントを満たしていることが必要。

○法令上必要な許認可等

- ・ 事業を行うにあたり、法令上許認可等を必要とする場合には、申請時に添付する当該許認可等があったこと等を証する書類でもって技術的能力を確認。

特別の利益

認定法第5条第3号、第4号

特別の利益とは

⇒「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不当な利益の供与その他の優遇」

○特別の利益の判断

- ・ 申請時は、提出書類等から判断
- ・ 公益認定後においては、確定的に利益が移転するに至らなくとも、そのおそれがあると認められる場合には報告聴取（認定法第27条第1項）等の監督措置が取られる可能性も

○留意いただきたい点

- ・ 寄附を行うことが直ちに特別の利益に該当するものではない（行政庁へ相談）
- ・ また、条文中の「その事業を行うにあたり」とは、公益目的事業の実施に係る場合に限られない

役員の3分の1規定

認定法第5条第10号及び第11号

3分の1規制とは

⇒親族等や他の同一の団体（公益法人を除く）の関係者が理事及び監事に占める割合について、各々の総数の3分の1を超えてはならない

○他の同一の団体の関係者

- ・当該他の同一の団体の理事又は使用人
- ・当該他の同一の団体の理事以外の役員、業務を執行する社員である者
- ・国の期間、地方公共団体、独立行政法人等の職員である者

※監事の総数が2人の場合に別の団体からそれぞれ1人ずつ監事を受け入れた場合、「合計数」を観念できないため、基準には抵触しない。

※なお、2人とも同じ団体から受け入れた場合は、「合計数」が2人となるため、基準に抵触する。

公益目的取得財産残額の贈与

認定法第5条第17号

公益法人が公益認定を取り消された場合等

⇒公益法人は、公益認定取り消し等の場合に「公益目的取得財産残額」に相当する財産を、取消し等の日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与する旨を定款に定めている必要

※財産の帰属先に係る定款の定めは、申請時には、認定法第5条第17号に掲げられた者と定めることで足る（ガイドラインI-16）

※公益法人が解散した場合の残余財産の帰属先についても同様（認定法第5条第18号）

